

# 住所地外接種届出の御案内

(じゅうしょちがい せっしゅとどけで の ごあんない)

- 新型コロナワクチンは、原則として住民票がある市区町村で接種を受けることになります
- 住民票のある市区町村と、実際にお住まいの市区町村とが異なる場合、

**実際にお住まいの市区町村でワクチン接種を希望するには、手続きが必要です**

- 手続きは、お手元に接種券をご用意した上で、厚生労働省ホームページから行ってください
- 手続き後、「住居地外接種届出済証」が表示されます

インターネットで「住所地外接種届」を検索、ページにアクセスして、必要事項を記入し、届出を完了してください。

厚生労働省「コロナワクチンナビ」  
(サイトアドレス)

<https://v-sys.mhlw.go.jp/application/change-region.html>

二次元コードからもアクセスできます



「住居地外接種届出済証」を印刷又はスクリーンショットで撮影し、医療機関や接種会場での受付の際に提示してください

## <留意事項>

- 「住所地外接種届」を受け付けていない市区町村での手続きの方法については、お住まいの市区町村ホームページの新型コロナワクチン接種関連情報を確認してください。
- 入院・入所中の場合、基礎疾患を持つ方が主治医の下で接種する場合、特別な理由で体制の整った医療機関で接種が必要な場合、国・都道府県の「大規模接種場」で接種を受ける場合等には、「住居地外接種届出済証」がなくても接種が可能です。